

議案第132号の参考資料

## 一般職給与改定案

### 1 特定期付職員及び会計年度任用職員以外の職員

#### (1) 改定前後の給与比較

人事院勧告に基づく国家公務員平均給与（令和7年4月1日現在）

現 行 414,480円 (平均年齢41.9歳 平均経験年数19.7年)

改定案 429,494円

改定額 15,014円 改定率 3.62%

埼玉県職員給与改定 埼玉県職員平均給与（令和7年4月1日現在）

現 行 388,191円 (平均年齢41.3歳 平均経験年数18.9年)

改定案 401,829円

改定額 13,638円 改定率 3.51%

熊谷市職員給与改定 熊谷市職員平均給与（令和7年4月1日現在）

現 行 379,329円 (平均年齢42.8歳 平均経験年数19.1年)

改定案 390,664円

改定額 11,335円 改定率 2.99%

○ 熊谷市職員の平均的な昇給率により、国家公務員の平均年齢に合わせた場合の平均給与の試算

国家公務員の平均年齢 41.9歳での試算	熊谷市職員平均給与	国家公務員平均給与
	387,464円	429,494円

#### (2) 熊谷市職員の給与改定内容

##### ア 給料

現 行	改 定 案
平均給料月額（令和7年4月1日現在） 346,093円	平均給料月額（令和7年4月1日現在） 357,098円 平均11,005円の引上げ

備考 適用年月日は、令和7年4月1日からとする。

イ 期末・勤勉手当の支給割合

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

		6月期	12月期	合計	総支給割合
令和7年度 (現 行)	期末手当	1. 25月	1. 25月	2. 50月	4. 60月
	勤勉手当	1. 05月	1. 05月	2. 10月	
令和7年度 (改定案)	期末手当	1. 25月	1. 275月	2. 525月	4. 65月
	勤勉手当	1. 05月	1. 075月	2. 125月	
令和8年度以降 (改定案)	期末手当	1. 2625月	1. 2625月	2. 525月	4. 65月
	勤勉手当	1. 0625月	1. 0625月	2. 125月	

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

		6月期	12月期	合計	総支給割合
令和7年度 (現 行)	期末手当	0. 70月	0. 70月	1. 40月	2. 40月
	勤勉手当	0. 50月	0. 50月	1. 00月	
令和7年度 (改定案)	期末手当	0. 70月	0. 725月	1. 425月	2. 45月
	勤勉手当	0. 50月	0. 525月	1. 025月	
令和8年度以降 (改定案)	期末手当	0. 7125月	0. 7125月	1. 425月	2. 45月
	勤勉手当	0. 5125月	0. 5125月	1. 025月	

備考 適用年月日は、令和7年12月1日からとする。ただし、令和8年度以降の期末・勤勉手当については、令和8年4月1日からとする。

(3) 行政職給料表の4級の上位4号給の廃止

行政職給料表の4級の上位4号給を廃止し、国の行政職俸給表との整合性を図るもの

2 特定期付職員

(1) 給料

号給	現 行	改 定 案
1	392, 000円	405, 000円
2	440, 000円	455, 000円
3	492, 000円	508, 000円
4	555, 000円	574, 000円
5	634, 000円	655, 000円

備考 適用年月日は、令和8年4月1日からとする。

(2) 期末・勤勉手当の支給割合

		6月期	12月期	合計	総支給割合
令和7年度 (現 行)	期末手当	0. 95月	0. 95月	1. 90月	3. 65月
	勤勉手当	0. 875月	0. 875月	1. 75月	
令和8年度以降 (改定案)	期末手当	0. 9625月	0. 9625月	1. 925月	3. 70月
	勤勉手当	0. 8875月	0. 8875月	1. 775月	

備考 適用年月日は、令和8年4月1日からとする。

3 会計年度任用職員

期末・勤勉手当の支給割合

		6月期	12月期	合計	総支給割合
令和7年度 (現 行)	期末手当	1. 25月	1. 25月	2. 50月	4. 60月
	勤勉手当	1. 05月	1. 05月	2. 10月	
令和7年度 (改定案)	期末手当	1. 25月	1. 275月	2. 525月	4. 65月
	勤勉手当	1. 05月	1. 075月	2. 125月	
令和8年度以降 (改定案)	期末手当	1. 2625月	1. 2625月	2. 525月	4. 65月
	勤勉手当	1. 0625月	1. 0625月	2. 125月	

備考 適用年月日は、令和7年12月1日からとする。ただし、令和8年度以降の期末・勤勉手当については、令和8年4月1日からとする。